

臨時株主総会 招集ご通知

日時 平成28年12月21日（水曜日）午前10時

場所 東京都港区台場一丁目9番1号
ヒルトン東京お台場（旧ホテル日航東京）
1階「ペガサス」

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

目次

臨時株主総会招集ご通知…………… 1

株主総会参考書類

第1号議案 当社とJXホールディングス株式
会社との株式交換契約承認の件
…………… 3

第2号議案 当社とJXエネルギー株式会社と
の吸収合併契約承認の件
…………… 33

第3号議案 当社とEMGマーケティング合同会
社との吸収合併契約承認の件 …… 38

インターネット等による議決権行使のご案内… 45

(証券コード 5012)
平成28年11月29日

株主各位

東京都港区港南一丁目8番15号
東燃ゼネラル石油株式会社
代表取締役社長 武藤 潤

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を右記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。平成28年12月20日（火曜日）午後5時までに到着するよう同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただきご送付くださるか、45頁のご案内にしたがって当社指定の議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）より平成28年12月20日（火曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

— 記 —

1. 日 時 平成28年12月21日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区台場一丁目9番1号
ヒルトン東京お台場（旧ホテル日航東京）1階「ペガサス」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

- 決議事項 第1号議案 当社とJXホールディングス株式会社との株式交換契約承認の件
第2号議案 当社とJXエネルギー株式会社との吸収合併契約承認の件
第3号議案 当社とEMGマーケティング合同会社との吸収合併契約承認の件

4. 招集にあたっての決定事項

議決権の行使等についてのご案内

<ウェブ開示に関する事項>

次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tonengeneral.co.jp/ir/stockinformation/g-mtg.html>）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知には添付しておりません。

- (1) 株主総会参考書類「第1号議案 当社とJXホールディングス株式会社との株式交換契約承認の件」のうち、JXホールディングス株式会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容
- (2) 株主総会参考書類「第2号議案 当社とJXエネルギー株式会社との吸収合併契約承認の件」のうち、JXエネルギー株式会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容
- (3) 株主総会参考書類「第3号議案 当社とEMGマーケティング合同会社との吸収合併契約承認の件」のうち、EMGマーケティング合同会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

<議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い>

- (1) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効としてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン向けサイトと携帯電話向けサイトで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以 上

- ▶ 後記の株主総会参考書類の記載事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tonengeneral.co.jp/>）に掲載し、周知させていただきます。
- ▶ 本株主総会招集ご通知、株主総会参考書類および補足資料「JXホールディングス株式会社との経営統合に関するご説明」ならびにそれらの英訳は当社ウェブサイトでもご覧いただけます。

議案および参考事項

第1号議案 当社とJXホールディングス株式会社との株式交換契約承認の件

当社とJXホールディングス株式会社（以下「JXHD」といいます。）は、2017年4月1日（予定）をもって、JXHDを完全親会社、当社を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行ったうえで、同日にJXHDの完全子会社であるJXエネルギー株式会社（以下「JXE」といいます。）を存続会社、当社を消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行い、両社グループのエネルギー事業を全面的に統合すること（以下「本経営統合」といいます。）につき合意し、2016年8月31日、JXHDとの間で本株式交換に係る株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を、JXEとの間で本吸収合併に係る吸収合併契約（以下「本吸収合併契約」といいます。）をそれぞれ締結いたしました。

本議案は、本株式交換契約につきましてご承認をお願いするものであり、本株式交換を行う理由、本株式交換契約の内容その他本議案に関する事項は次のとおりであります。なお、本吸収合併契約の承認につきましては、第2号議案として上程いたします。

本議案をご承認いただきますと、本株式交換の効力発生日である2017年4月1日（予定）をもって、JXHDは当社の発行済株式の全部を取得する予定です。それに先立ち、当社の普通株式は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て2017年3月29日に上場廃止（最終売買日は2017年3月28日）となる予定です。

1. 本株式交換を行う理由

わが国の石油製品需要は過去10年間で約23%減少し、今後も、人口の減少、低燃費車の普及およびガス・電気等へのエネルギー転換に伴い、年率2%程度の減少が続くと見込まれています。一方、海外では、中国・インドをはじめとするアジアの石油・石油化学製品の需要は拡大するものの、韓国等の既存の大規模プラントに加え、その他新興国においてさらにコスト競争力の高いプラントの新增設が見込まれております。そのため、今後は、日本を含めたアジア市場全体での国際競争は一層激しさを増すことが予想されています。

これまで当社およびJXHDは、それぞれの経営統合・事業変革等を通じ、合理化・効率化を推進してきましたが、国内外における今後の厳しい事業環境に鑑み、単独では行い得ないさらなる抜本的な合理化・効率化を推し進める必要があるとの共通認識にいたりました。そのため、当社およびJXHDは、両社グループの経営資源を結集し、さらには徹底した事業変革を成し遂げることにより、企業価値を最大化させるため、本経営統合を行うことに合意しました。

本経営統合後は、統合持株会社のもとに強靱な企業集団（以下「統合グループ」といいます。）を構築し、もって、国際的な競争力を有するアジア有数の総合エネルギー・資源・素材企業グループとして発展し、持続可能で活力ある経済・社会の発展に貢献することを目指します。

こうした目的を達成するべく、当社およびJXHDは、資本効率を重視した投資およびポートフォリオ戦略を実施できる経営体制を構築します。また、統合グループにおいては、安全・安定操業および安定供給を前提に、徹底的な事業変革を早期に実行することによって事業基盤をより強固なものにするとともに、次世代の柱となる事業を育成・拡大できる体制を確立します。

現時点で当社およびJXHDは、本経営統合後3年以内に年額1,000億円以上の収益改善効果を達成することを目指しています。その部門別の内訳の概算は、以下のとおりです。

セグメント	収益改善効果	収益改善効果を達成するための主な方策
供給・物流・販売部門	280億円	原油調達オペレーション最適化、陸海上配送効率化等
製造部門	400億円	川崎地区の一体運営による約100億円の収益改善 ベストプラクティス活用による省エネ促進・補修費削減等
購買部門	150億円	工事資材、触媒等の購買コスト削減
その他	170億円	統合基幹業務システム（ERPシステム）導入による業務改善 その他効率化・合理化等
合計	1,000億円	

また、これらの収益改善に加え、製油所の統廃合による固定費削減が必要不可欠であるとの認識のもと、本経営統合後に早期にこれを実現させ、さらなる収益改善の達成を目指します。

なお、本株主総会においては、本経営統合に関連する議案として、第1号議案から第3号議案までを上程しております。株主の皆さまにおかれましては、本経営統合の趣旨をご理解いただき、各議案につきましてご承認くださいますようお願い申し上げます。

2. 本株式交換契約の内容

本株式交換契約の内容は、次に掲げる「株式交換契約書（写）」に記載のとおりであります。

株 式 交 換 契 約 書 (写)

JXホールディングス株式会社（以下「JXHD」という。）と東燃ゼネラル石油株式会社（以下「東燃ゼネラル」という。）は、株式交換につき、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

(株式交換)

- 第1条 JXHDおよび東燃ゼネラルは、本契約の定めに従い、JXHDを株式交換完全親会社とし、東燃ゼネラルを株式交換完全子会社として、株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。
- 2 本株式交換に係る株式交換完全親会社および株式交換完全子会社の商号および住所は、それぞれ次の各号のとおりである。
- (1) 株式交換完全親会社
商号：JXホールディングス株式会社
住所：東京都千代田区大手町一丁目1番2号
- (2) 株式交換完全子会社
商号：東燃ゼネラル石油株式会社
住所：東京都港区港南一丁目8番15号

(株式交換に際して交付する株式の数およびその割当に関する事項)

- 第2条 JXHDは、本株式交換に際して、本株式交換によりJXHDが東燃ゼネラルの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における東燃ゼネラルの株主（ただし、第7条に定める東燃ゼネラルの自己株式の消却が行われた後の株主をいう。以下同じ。）に対し、その保有する東燃ゼネラルの株式に2.55を乗じて得た数のJXHDの株式を交付し、基準時の東燃ゼネラルの各株主に対して、その保有する東燃ゼネラルの株式1株につきJXHDの株式2.55株の割合をもって割り当てる。
- 2 前項の規定に従ってJXHDが東燃ゼネラルの株主に対して割り当てるべきJXHDの株式の数に1株に満たない端数がある場合には、JXHDは会社法第234条の規定に従って処理する。

(株式交換完全親会社の資本金および準備金の額に関する事項)

第3条 本株式交換により増加するJXHDの資本金、資本準備金および利益準備金の額は、次のとおりとする。ただし、本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）に至るまでの間における事情の変更により、JXHDおよび東燃ゼネラルが協議し合意のうえ、これを変更することができる。

- (1) 資本金 : 金0円
- (2) 資本準備金 : 会社計算規則第39条に定める株主資本等変動額
- (3) 利益準備金 : 金0円

(効力発生日)

第4条 効力発生日は、2017年4月1日とする。

- 2 前項の定めにかかわらず、本株式交換の手の進行に依じ必要がある場合には、JXHDおよび東燃ゼネラルが協議し合意のうえ、効力発生日を変更することができる。

(株式交換承認株主総会)

第5条 JXHDおよび東燃ゼネラルは、効力発生日の前日までに、それぞれ株主総会を開催し、本契約の承認および本株式交換に必要な事項に関する承認を求める。

(会社財産の管理等)

第6条 JXHDおよび東燃ゼネラルは、本契約締結後、効力発生日に至るまでの間、善良な管理者の注意をもって自らの業務執行ならびに財産の管理および運営を行うこととし、その財産または権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、あらかじめ相手方と協議のうえ、これを実行する。

(自己株式の消却)

第7条 東燃ゼネラルは、効力発生日の前日までに開催される東燃ゼネラルの取締役会の決議により、基準時において保有する全ての自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて東燃ゼネラルが取得する株式を含む。）を基準時において消却する。

(新株予約権の処理)

第8条 東燃ゼネラルは、効力発生日の前日までに、東燃ゼネラルの発行する新株予約権の全てを取得し、これを消却する。

(剰余金の配当等)

- 第9条 JXHDは、2016年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、1株当たり8円、総額200億円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
- 2 JXHDは、2017年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、1株当たり8円、総額200億円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
 - 3 東燃ゼネラルは、2016年12月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、1株当たり28円50銭、総額105億円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
 - 4 JXHDおよび東燃ゼネラルは、前三項に定める場合を除き、本契約締結後、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また、効力発生日より前の日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式の取得をしなければならない場合における自己の株式の取得を除く。）の決議を行ってはならない。

(本契約の変更および解除)

第10条 本契約締結後、効力発生日に至るまでの間に、JXHDまたは東燃ゼネラルの財産状態または経営成績に重大な変動が発生しまたは判明した場合、本契約に従った本株式交換の実行に重大な支障となりうる事象が発生しまたは判明した場合その他本株式交換の目的の達成が困難となった場合には、JXHDおよび東燃ゼネラルは、誠実に協議のうえ、本契約を変更しまたは解除することができる。

(本契約の効力)

- 第11条 次の各号の一に該当する場合、本契約は、その効力を失う。
- (1) 第5条に定めるJXHDまたは東燃ゼネラルの株主総会において、本契約の承認が得られない場合
 - (2) 本株式交換につき、基準時に法令に定める関係官庁の承認等が得られていない場合

(協議事項)

第12条 本契約に定めるもののほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、JXHDおよび東燃ゼネラルで協議し合意のうえ、これを定める。

(管轄)

第13条 JXHDおよび東燃ゼネラルは、本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、JXHDおよび東燃ゼネラルがそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

2016年8月31日

	東京都千代田区大手町一丁目1番2号
JXHD	J Xホールディングス株式会社 代表取締役社長 内 田 幸 雄 ㊟
	東京都港区港南一丁目8番15号
東燃ゼネラル	東燃ゼネラル石油株式会社 代表取締役社長 武 藤 潤 ㊟

3. 交換対価の相当性に関する事項

(1) 交換対価の総数および割当ての相当性に関する事項

① 本株式交換に係る割当ての内容

JXHDは、本株式交換に際して、本株式交換の効力が生ずる時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における当社の株主（当社を除きます。）に対し、その有する当社の普通株式1株について、JXHDの普通株式2.55株を割当て交付いたします。その結果、本株式交換により割当て交

付するJXHDの株式数は、合計で928,782,825株となる予定です。なお、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する当社の取締役会の決議により、基準時において保有する全ての自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて当社が取得する株式を含みます。）を基準時において消却する予定です。本株式交換により割当て交付する株式数については、当社による自己株式の取得等の理由により今後変更が生じる可能性があります。

	JXHD	当社
本株式交換に係る株式交換比率	1	2.55
本株式交換により交付する株式数	普通株式：928,782,825株（予定）	

(注1) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、JXHDの単元未満株式（100株未満の株式）を保有する株主の新たな発生が見込まれますが、金融商品取引所市場において当該単元未満株式を売却することはできません。JXHDの単元未満株式を保有することとなる株主は、会社法第192条第1項の規定に基づく単元未満株式の買取制度（保有する単元未満株式をJXHDが買い取る制度）ならびに会社法第194条第1項およびJXHDの定款の規定に基づく単元未満株式の買増制度（保有する単元未満株式の数とあわせて1単元株式数（100株）となる数の株式をJXHDから買い増す制度）をご利用いただくことができます。

(注2) 1株に満たない端数の処理

本株式交換により当社の株主に交付するJXHDの普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の定めに従い、当該株主に1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いします。

② 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

ア. 割当ての内容の根拠および理由

当社およびJXHDは、それぞれ、第三者算定機関による算定結果、当社およびJXHDの財務状況、株価状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、当社およびJXHDで株式交換比率について慎重に協議を重ねた結果、最終的に上記「① 本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、合意・決定いたしました。

イ. 算定に関する事項

本株式交換の株式交換比率については、その公平性を確保するため、当社はメリルリンチ日本証券株式会社（以下「メリルリンチ日本証券」といいます。）および三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー」といいます。）を、JXHDは野村証券株式会社、シティグループ証券株式会社、みずほ証券株式会社および大和証券株式会社を、株式交換比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定いたしました。

なお、当社およびJXHDが選定したそれぞれの第三者算定機関は、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

当社の各第三者算定機関の分析概要に関しましては、添付資料1「株式交換比率に関する当社の各第三者算定機関の分析概要」をご参照ください。

ウ. 公正性を担保するための措置

本経営統合の検討にあたっては、本株式交換比率の公正性、その他本株式交換の公正性を担保するために、当社およびJXHDは以下の措置を実施しております。

(ア) 独立した第三者算定機関からの算定書・意見書の取得

当社は、上記イ記載の当社が選定した独立した第三者算定機関から本株式交換に係る株式交換比率算定書の提出を受け、また、それぞれ、添付資料1「株式交換比率に関する当社の各第三者算定機関の分析概要」に記載の前提条件その他一定の条件のもとに、本株式交換における株式交換比率が当社の普通株式の株主（JXHDおよびその関係会社を除きます。）にとって財務的見地から妥当または公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております。

JXHDは、上記イ記載のJXHDが選定した独立した第三者算定機関から本株式交換に係る株式交換比率算定書の提出を受け、また、それぞれ、一定の前提条件のもとに、本株式交換における株式交換比率がJXHDにとって財務的見地から妥当または公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております。

(イ) 独立した法律事務所からの助言

当社は、本経営統合の法務アドバイザーとして、西村あさひ法律事務所およびジョーンズ・デイ法律事務所より、デュー・ディリジェンスの実施および本経営統合の諸手続きについて法的な観点から助言を得ております。

JXHDは、本経営統合の法務アドバイザーとして、森・濱田松本法律事務所より、デュー・ディリジェンスの実施および本経営統合の諸手続きについて法的な観点から助言を得ております。

(ウ) 独立した会計・税理士事務所からの助言

当社は、本経営統合の税務・財務アドバイザーとして、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、有限責任監査法人トーマツおよびデロイトトーマツ税理士法人より、デュー・ディリジェンスの実施にあたり助言を得ております。

JXHDは、本経営統合の税務・財務アドバイザーとして、EY税理士法人、新日本有限責任監査法人およびEYトランザクション・アドバイザー・サービス株式会社より、デュー・ディリジェンスの実施にあたり助言を得ております。

(エ) 独立したテクニカルアドバイザーからの助言

当社は、本経営統合のテクニカルアドバイザーとして、ネザーランド・スーウェル・アンド・アソシエイツ (Netherland, Sewell & Associates, Inc.) およびランゲ・ピンコック・ミナルコ (RungePincockMinarco Limited) より、それぞれ石油上流事業および金属事業の資源開発におけるデュー・ディリジェンスの実施にあたり助言を得ております。

エ. 利益相反を回避するための措置

本経営統合に際しては、当社とJXHDの間には特段の利益相反関係は生じないことから、特別な措置は講じておりません。

(2) 交換対価としてJXHDの普通株式を選択した理由

当社およびJXHDは、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社であるJXHDの普通株式を選択いたしました。

当社は、この交換対価につき、東京証券取引所市場第一部および株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）市場第一部に上場されており、高い流動性を有するため取引機会が確保されること、ならびに当社株式を保有する株主は、株式交換完全親会社となるJXHDの普通株式を受け取ることにより、本経営統合の統合効果を楽しむことが可能であることを考慮して、JXHDの普通株式を本株式交換に係る対価とすることが適切であると判断いたしました。

(3) JXHDの資本金および準備金の額に関する事項

当社およびJXHDは、本株式交換に際して増加するJXHDの資本金および準備金の額を次のとおり決定いたしました。

- ① 資本金 : 金0円
- ② 資本準備金 : 会社計算規則第39条に定める株主資本等変動額
- ③ 利益準備金 : 金0円

これらの資本金および準備金の額は、本株式交換後のJXHDの資本政策その他の諸事情を総合的に考慮・検討し、当社とJXHDとの間で協議のうえ、法令の範囲内で決定したものであり、相当であると判断しております。

4. 交換対価について参考となるべき事項

(1) JXHDの定款の定め

JXHDの定款の定めは、添付資料2「定款」に記載のとおりです。なお、添付資料2に掲げる定款は、現時点でのJXHDの定款の内容であり、本株式交換後は、2016年12月21日開催予定のJXHD臨時株主総会における承認決議に基づき、添付資料3「JXホールディングス株式会社の定款変更案」のとおり変更される予定です。

(2) 交換対価の換価の方法に関する事項

① 交換対価を取引する市場

JXHDの普通株式は、東京証券取引所市場第一部および名古屋証券取引所市場第一部において取引されております。

② 交換対価の取引の媒介、取次ぎまたは代理を行う者

JXHDの普通株式は、全国の各証券会社等にて取引の媒介、取次ぎ等が行われております。

③ 交換対価の譲渡その他の処分に対する制限の内容

該当事項はありません。

(3) 交換対価の市場価格に関する事項

JXHDの普通株式の東京証券取引所市場第一部における過去6ヶ月間の株価推移は以下のとおりであります。

月別	2016年 5月	6月	7月	8月	9月	10月
最高株価 (円)	459.3	445.0	405.2	392.8	407.1	419.5
最低株価 (円)	422.3	381.6	381.0	362.9	386.1	402.1

なお、日本取引所グループが以下のURLにおいて開示する株価情報およびチャート表示等により、JXHDの普通株式の市場価格およびその推移等がご覧いただけます。

<http://www.jpx.co.jp/>

(4) JXHDの過去5年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容

JXHDは、いずれの事業年度についても金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出しております。

5. 新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

なお、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに、発行済みの新株予約権の全てを消滅させる予定です。

6. 計算書類等に関する事項

(1) JXHDの最終事業年度に係る計算書類等の内容

JXHDの最終事業年度（2015年4月1日から2016年3月31日まで）に係る計算書類等については、法令および当社の定款第15条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tonengeneral.co.jp/ir/stockinformation/g-mtg.html>) に掲載しております。

(2) 当社およびJXHDの最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 当社

- ア. 当社は、2016年2月12日開催の取締役会において、会社法第178条に基づき、自己株式199,182,000株の消却を行うことを決議し、同月29日に実施いたしました。
- イ. 当社は、2016年8月31日付で、JXHDとの間で経営統合契約および本株式交換契約を、JXEとの間で本吸収合併契約をそれぞれ締結いたしました。本株式交換契約の内容につきましては、本議案の「2. 本株式交換契約の内容」を、本吸収合併契約の内容につきましては、第2号議案の「2. 本吸収合併契約の内容」をそれぞれご覧ください。
- ウ. 当社は、2016年11月11日付で、連結子会社であるEMGマーケティング合同会社との間で吸収合併契約を締結いたしました。当該吸収合併契約の内容につきましては、第3号議案の「2. EMGM吸収合併契約の内容」をご覧ください。

② JXHD

- ア. JXHDは、2016年8月31日付で、当社との間で経営統合契約および本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容につきましては、本議案の「2. 本株式交換契約の内容」をご覧ください。
- イ. JXEは、2016年8月31日付で、当社との間で本吸収合併契約を締結いたしました。本吸収合併契約の内容につきましては、第2号議案の「2. 本吸収合併契約の内容」をご覧ください。
- ウ. JXHDは、2017年4月1日にJXEが本吸収合併契約に基づき当社から承継を受ける権利義務の一部（上場株式、貸付金、社債、借入金等）などを同日付で承継するために、2016年11月8日付で、JXHDを承継会社とし、JXEを分割会社とする吸収分割契約を締結いたしました。

株式交換比率に関する当社の各第三者算定機関の分析概要

(メリルリンチ日本証券)

メリルリンチ日本証券は、当社およびJXHDの株式がともに取引所に上場しており、市場株価が存在することから両社の市場株価の動向を勘案した市場株価分析を行い、また、両社の業績の内容や予想等を勘案するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析（以下「DCF分析」）を行い、両社の一株あたり株式価値の算定およびかかる算定結果に基づく株式交換比率の評価を実施しました。当社の取締役会は、メリルリンチ日本証券より2016年8月31日付にて、株式交換比率算定書の提出を受けました。なお、当社の取締役会は、メリルリンチ日本証券より、2016年8月31日付にて、以下の前提条件その他一定の条件のもとに、本株式交換に係る株式交換比率が当社普通株主（JXHDおよびその関係会社を除く。）にとり財務的見地から公正である旨の意見書を取得しております。当該意見書は、当社の取締役会がその立場において本株式交換における株式交換比率を財務的見地から検討することに関連し、かつかかる検討を目的として当社の取締役会に対してその便宜のために提出されたものです。当該意見書は、本経営統合のその他の側面および当社にとり採用可能であるかまたは実行する可能性のある他の戦略または取引と比較した場合における本経営統合の相対的な利点、また、本経営統合の推進もしくは実施に関する当社の業務上の意思決定について、何ら意見または見解を表明するものではありません。また、メリルリンチ日本証券は、本経営統合またはそれに関連する事項について、株主がどのように議決権を行使しまたは行動すべきかについて何ら意見を述べまたは推奨するものでもありません。当社の取締役会は、メリルリンチ日本証券から、分析および意見の前提条件・免責事項に関して以下に記載する補足説明を受けております。

市場株価分析については、(1) 2016年8月26日（以下「基準日①」）を基準として、基準日①の株価終値、基準日①から1ヶ月前、3ヶ月前および6ヶ月前までのそれぞれの期間の株価終値の平均値、ならびに(2) 両社の経営統合に関する新聞報道がなされた2015年11月16日の前営業日である2015年11月13日（以下「基準日②」）を基準として、基準日②の株価終値、基準日②から1ヶ月前、3ヶ月前および6ヶ月前までのそれぞれの期間の株価終値の平均値が算定の基礎とされました。

なお、DCF分析については、当社およびJXHDの経営陣により提供された当社およびJXHDのスタンド・アローンベースの財務予測（当社により修正）に基づいており、本経営統合によるシナジー効果を織り込んでおりません。

メリルリンチ日本証券が当社およびJXHDの一株あたり株式価値の算定にあたって使用した主要な評価方法ならびにかかるとともに一株あたり株式価値の算定結果に基づく株式交換比率の評価レンジは以下のとおりです（以下の株式交換比率の評価レンジは、当社の普通株式1株に割り当てるJXHDの普通株式数の評価レンジを記載したものです。）。

採用手法		株式交換比率の評価レンジ
①-1	市場株価分析（基準日①）	2.29 ~ 2.39
①-2	市場株価分析（基準日②）	2.40 ~ 2.68
②	DCF分析	2.29 ~ 2.69

なお、メリルリンチ日本証券は、当該意見書の提出およびその基礎となる一株あたり株式価値分析の実施に際し、公開されているまたはメリルリンチ日本証券に対して提供されたもしくはメリルリンチ日本証券が別途検討もしくは協議した財務その他の情報およびデータについて、独自の検証を行うことなく、それらが正確かつ完全であることを前提とし、かつその正確性および完全性に依拠しており、また、当該情報またはデータがいかなる重要な点においても不正確となるまたは誤解を生じさせるものとなるような事実または状況を認識していない旨の当社およびJXHDの経営陣の表明に依拠しております。また、メリルリンチ日本証券は、当社の経営陣によりメリルリンチ日本証券に提供されたもしくはメリルリンチ日本証券と協議した当社の財務予測（以下「当社予測」）について、それが当社の将来の業績に関する当社の経営陣による現時点で入手可能な最善の予測および誠実な判断を反映して合理的に作成されたものである旨の表明を当社より受けており、そのことを前提としております。JXHDの経営陣が作成したJXHDに関する財務予測（以下「JXHD予測」）ならびに本経営統合がもたらすものとして当社およびJXHDの経営陣が予想するコスト削減や収益増大の金額やタイミング（以下「シナジー効果」）に関する予測について、メリルリンチ日本証券は、それらがJXHDの将来の業績やそれらが対象とするその他の事項に関するJXHDの経営陣による現時点で入手可能な最善の予測および誠実な判断を反映して合理的に作成されたものである旨の表明をJXHDより受けており、当社の同意のもと、それを前提としております。メリルリンチ日本証券は、当社の指示に基づき、シナジー効果を実現する当社およびJXHDの能力に関する当社の経営陣による判断に依拠しており、また、予測された金額とタイミングでシナジー効果が実現される旨の表明を当社およびJXHDより受けており、当社の同意のもと、それを前提としております。当社の経営陣による一定

の修正（JXHDの原油およびガス埋蔵量、埋蔵鉱量や鉱石生産に関するJXHDの社内予測についての修正を含む。）を盛り込んだJXHD予測の代替案（以下「修正JXHD予測」）に関して、メリルリンチ日本証券は、当社の指示に基づき、それがJXHDの将来の業績に関する当社の経営陣による現時点で入手可能な最善の予測および誠実な判断を反映して合理的に作成されたものであることを前提としており、またJXHD予測および修正JXHD予測に反映された将来の業績達成の相対的な可能性に関する当社の経営陣の判断を前提として、メリルリンチ日本証券は、当社の指示に基づき、当該意見書の提出および分析にあたり修正JXHD予測に依拠しております。メリルリンチ日本証券の当該意見書および分析は当該意見書または分析の日付現在の財務、経済、金融、市場その他の条件および情勢を前提としており、かつ、同日現在においてメリルリンチ日本証券が入手可能な情報に基づくものです。ご案内のとおり、原油、ガスや銅等の商品価格は不安定な状況が継続しておりますが、メリルリンチ日本証券は、かかる不安定な状況が当社、JXHDまたは本経営統合に与える潜在的影響について何ら意見または見解を述べるものではありません。当該意見書または分析の時点以降に発生する事象が意見または分析の内容に影響を与える可能性があります。メリルリンチ日本証券は、その意見または分析を更新、改訂または再確認する義務を負うものではありません。

上記のメリルリンチ日本証券による分析の記載は、同社が上記の意見書に関連して当社の取締役会に提示した主要な財務分析の概要であり、当該意見書に関連してメリルリンチ日本証券が行った全ての分析を網羅するものではありません。そのような財務に関わる意見書の作成およびその基礎となる分析は、各財務分析手法の適切性および関連性ならびに各手法の特定の状況への適用に関する様々な判断を伴う複雑な分析過程であり、従って、その一部の分析結果または要約を記載することは必ずしも適切ではありません。メリルリンチ日本証券による分析は全体として考慮される必要があります。さらに、あらゆる分析および考慮された要因または分析に関する説明のための記載全てを考慮することなく一部の分析や要因のみを抽出したり表形式で記載された情報のみに着目することは、メリルリンチ日本証券による分析および意見の基礎をなす過程についての誤解または不完全な理解をもたらすおそれがあります。ある特定の分析が上記概要において言及されていることは、当該分析が同概要に記載の他の分析よりも重視されたことを意味するものではありません。

メリルリンチ日本証券は、分析を行うにあたり、業界の業績、一般的な事業・経済の情勢およびその他の事項を考慮しておりますが、その多くは当社およびJXHDにより制御できないものです。メリルリンチ日本証券による分析の基礎をなす当社およびJXHDの将来の業績に関する予測は、必ずしも実際の価値や将来の結果を示すものではなく、実際の価値や将来の結果は、当該予測またはメリルリンチ日本証券の分

析が示唆する見通しと比較して大幅に良好なものとなるまたは悪化したものとなる可能性があります。メリルリンチ日本証券の分析は、本株式交換に係る株式交換比率の財務的見地からの公正性についての分析の一環としてなされたものであり、上記意見書の提出に関連して当社の取締役会に対して提供されたものです。メリルリンチ日本証券の分析は、鑑定を意図したものではなく、企業が実際に売却される場合の価格または何らかの証券が取引されたもしくは将来取引される可能性のある価格を示すものでもありません。従って、上記の分析に使用された予測および同分析から導かれる評価レンジには重大な不確実性が本質的に伴うものであり、それらが当社およびJXHDの実際の価値に関するメリルリンチ日本証券の見解を示すものと解釈されるべきではありません。本株式交換に係る株式交換比率は、ファイナンシャル・アドバイザーではなく、当社およびJXHDの交渉により決定されたものであり、当社の取締役会により承認されたものです。本経営統合を実施することの決定は、もっぱら当社の取締役会によってなされたものであり、メリルリンチ日本証券の意見および分析は、当社の取締役会が本経営統合を検討するに際して考慮された多くの要因の一つにすぎず、当社の取締役会または経営陣の本経営統合または本株式交換に係る株式交換比率についての見解を決定付ける要因と解釈されてはなりません。

メリルリンチ日本証券は、当社またはJXHDの資産または負債（偶発的なものか否かを問いません。）について独自の鑑定または評価を行っておらず、また、かかる鑑定または評価を提供されておりません。また、メリルリンチ日本証券は、当社またはJXHDの財産または資産の実地の見分も行っておりません。前述のJXHDの原油およびガス埋蔵量、埋蔵鉱量や鉱石生産に関するJXHDの社内予測について、メリルリンチ日本証券は、原油およびガスまたは鉱石埋蔵物の技術的な評価、査定または鑑定についての専門家ではないため、当社の同意のもと、独自の検証を行うことなく、当社の経営陣による予測に依拠しております。メリルリンチ日本証券は、破産、支払不能またはこれらに類似する事項に関するいかなる適用法令の下でも当社またはJXHDの支払能力または公正価値について評価を行っておりません。メリルリンチ日本証券は、当社の指示に基づき、本経営統合が重要な条件、前提条件または合意事項が放棄、修正または改訂されることなくその条件に従い完了されること、および本経営統合に必要な政府、当局その他の認可、承認、免除および免責を得る過程において、当社、JXHDまたは本経営統合が予定している利益に悪影響を及ぼすような、遅延、制限、制約または条件（事業売却要件、排除措置または変更措置を含む。）が課されないことを前提としております。また、メリルリンチ日本証券は、当社の了解のもと、本経営統合が、日本の所得税および法人税上、非課税の組織再編として適格であることを前提としております。上記の意見書および分析は、日本において一般に公正妥当と認められた会計原則（以下「JGAAP」）に従った財務情報に基づいて作成されております。メリルリンチ日本証券は、国際財務報告基準（以下「IFRS」）に従

った当社およびJXHDの財務情報を検討しておらず、またJGAAPとIFRSにおけるいかなる相違点についても考慮しておりません。さらに、メリルリンチ日本証券は、当社の指示に従い、本経営統合に関する契約書の最終締結版が、メリルリンチ日本証券が検討した本経営統合に関する契約書の草案と、いかなる重要な点においても相違しないことを前提としております。

メリルリンチ日本証券は、本経営統合に関して当社の財務アドバイザーを務め、当該サービスに対する手数料を受領する予定であり、当該手数料の相当部分は本経営統合の完了を条件としています。また、当社は、メリルリンチ日本証券の実費を負担することおよび同社の関与から発生する一定の責任に関してメリルリンチ日本証券に補償することを合意しています。

メリルリンチ日本証券およびその関係会社は、フルサービスの証券会社かつ商業銀行であり、幅広い企業、政府機関および個人に対して、投資銀行業務、コーポレートおよびプライベート・バンキング業務、資産および投資運用、資金調達および財務アドバイザー・サービスならびにその他商業サービスおよび商品の提供を行うとともに、証券、商品およびデリバティブ取引、外国為替その他仲介業務、および自己勘定投資に従事しています。メリルリンチ日本証券およびその関係会社は、その通常の業務の過程において、当社、JXHDおよびそれぞれの関係会社の株式、債券等の証券またはその他の金融商品（デリバティブ、銀行融資またはその他の債務を含む。）について、自己または顧客の勘定において投資し、それらに投資するファンドを運用し、それらのロング・ポジションもしくはショート・ポジションを取得もしくは保有し、かかるポジションにつき資金を提供し、売買し、またはその他の方法で取引を実行することがあります。

メリルリンチ日本証券およびその関係会社は、当社に対して、投資銀行サービス、商業銀行サービスその他の金融サービスを過去において提供しており、また現在または将来においてもそのようなサービスを提供する可能性があり、かかるサービスの提供に対して手数料を受領しており、また将来においても手数料を受領する可能性があります。さらに、メリルリンチ日本証券およびその関係会社は、JXHDに対して、投資銀行サービス、商業銀行サービスその他の金融サービスを過去において提供しており、また現在または将来においてもそのようなサービスを提供する可能性があり、かかるサービスの提供に対して手数料を受領しており、また将来においても手数料を受領する可能性があります。

メリルリンチ日本証券は、当社の統合またはその他の代替取引について第三者に対して興味を示すようまたは提案を行うように勧誘することを当社から依頼されておらず、かつ勧誘をしておりません。

メリルリンチ日本証券の意見は、本株式交換における株式交換比率に係る当社普通株主（JXHDおよびその関係会社を除く。）にとっての財務的見地からの公正性に限定され、本経営統合の形態等を含むその他の側面、また本経営統合に関連して当該当社普通株主以外の関係当事者のいかなる種類の証券の保有者、債権者その他の利害関係者が受領する対価について、何ら意見または見解を表明するものではありません。また、本株式交換の当事者の役員、取締役または従業員に対するいかなる報酬の金額、性質その他の側面に関する、株式交換比率との比較における公正性（財務的か否かを問わない。）について、何らの意見または見解も表明するものではありません。メリルリンチ日本証券は、JXHD普通株式の発行時における実際の価値について、また、本経営統合の発表後または完了後に取引される当社株式もしくはJXHD株式の価格またはその売買の是非について一切意見を表明するものではありません。

メリルリンチ日本証券は、法律上・会計上・税務上の助言を行うものではありません。

（三菱UFJモルガン・スタンレー）

三菱UFJモルガン・スタンレーは、当社およびJXHDの両社について、両社の株式が金融商品取引所に上場しており市場株価が存在することから、市場株価分析、また将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析（以下「DCF分析」）に基づく分析結果を総合的に勘案して株式交換比率の分析を行っております。

市場株価分析については2016年8月26日を算定基準日（以下「基準日」）として、東京証券取引所における基準日までの直近1ヶ月、3ヶ月のそれぞれの期間の当社株価終値のJXHD株価終値に対する日々の市場株価比率に基づき、株式交換比率の算定レンジを分析いたしました。また、DCF分析については、当社およびJXHDの経営陣により提示された両社のスタンド・アローンベースの（本経営統合による影響を加味していない）財務予測を算定の基礎といたしました。

三菱UFJモルガン・スタンレーによる本経営統合における株式交換比率の算定結果の概要は、以下のとおりです（以下の株式交換比率の評価レンジは、当社の普通株式1株に割り当てるJXHDの普通株式数の評価レンジを記載したものです。）。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価分析	2.31 ~ 2.48
DCF分析	1.76 ~ 2.52

三菱UFJモルガン・スタンレーは当社の取締役会に対し、2016年8月30日付にて、分析の概要を提供しております。また、三菱UFJモルガン・スタンレーは当社取締役会からの依頼に基づき、2016年8月30日付にて、合意された株式交換比率が当社の普通株式の株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を、当社の取締役会に対して提供しております。

フェアネス・オピニオンにおける三菱UFJモルガン・スタンレーの意見は、当該フェアネス・オピニオンに記載された様々な重要な条件や制約および以下に記載のその他の諸条件に基づき、また、それらを前提としております。また、三菱UFJモルガン・スタンレーは、特定の株式交換比率を唯一適切なものとして当社またはその取締役会に対して推奨することはしておりません。

三菱UFJモルガン・スタンレーのフェアネス・オピニオンの作成および分析にあたって、既に公開されている情報または当社もしくはJXHDから提供を受けた情報が正確かつ完全であることを前提としてこれに依拠しており、当該情報の正確性および完全性につき独自の検証は行っておりません。また三菱UFJモルガン・スタンレーは、本経営統合により期待される戦略上、財務上および事業運営上のメリットに関する情報を含む財務予測につき、当社およびJXHDの将来の財務状況に関する現時点で入手可能な最善の予測および判断を反映するものとして、当社およびJXHDの経営陣によって合理的に用意・作成されたものであることを前提としております。さらに三菱UFJモルガン・スタンレーは、本経営統合が本経営統合契約に記された条件（本経営統合が両社および両社の株主にとって、日本の所得税および法人税において無税の適格組織再編として取り扱われることを含みます。）について、何ら放棄、変更または遅滞なく実行されることを前提としています。三菱UFJモルガン・スタンレーは、本経営統合のために必要な政府機関、監督官庁等による許認可、同意等はすべて取得可能であり、かつ、かかる許認可、同意等には、本経営統合により期待されるメリットに重大な悪影響を及ぼすような遅延、制限または条件が付されないことを前提としております。三菱UFJモルガン・スタンレーは、法務、会計、税務、技術、環境、業規制に関するアドバイザーではありません。三菱UFJモルガン・スタンレーはファイナンシャル・アドバイザーであり、法務、会計、税務、技術、環境、業規制に関する問題については、独自の検証を行うことなく、当社およびその法律顧問、会計アドバイザー、税務アドバイザー、技術アドバイザー、環境アドバイザーによる判断に依拠しています。三菱UFJモルガン・スタンレーは、本経営統合において当社株式の保有者が受け取る対価に関連して、当社の取締役、役員または従業員（その役職、階級は問いません。）に対して支払われる対価の金額または性質が妥当であるか否かについて意見を述べるものではありません。三菱UFJモルガン・スタンレーは、当社およびJXHDの資産および負債について、独自の評価・査定は行っておらず、また査定の提供を一切受けていません。JXHDに属する石油、ガスの鉱（採掘）区または鉱石鉱（採掘）

区の埋蔵量および生産量の推定に関して、三菱UFJモルガン・スタンレーは石油、ガス、鉱石埋蔵量の技術的な評価または査定についての専門家ではないため、JXHDの経営陣によって提供された推定またはこれをもとに当社の経営陣による修正がなされた推定に依拠しており、それらについて独自の検証は行っておりません。

三菱UFJモルガン・スタンレーのフェアネス・オピニオンおよび分析は、フェアネス・オピニオンの日付現在における経済、金融、市場（含むコモディティ市場）その他の状況および同日現在において三菱UFJモルガン・スタンレーが入手している情報に基づくものです。同日以降に生じる事象が、フェアネス・オピニオンおよび分析ならびにフェアネス・オピニオンの作成に用いられた前提に影響を及ぼす可能性はありますが、三菱UFJモルガン・スタンレーは、フェアネス・オピニオンおよび分析を更新し、改訂し、または再確認する義務を負うものではありません。

フェアネス・オピニオンの作成およびその基となる分析は複雑な過程を経ており、必ずしも部分的な分析や要約した記載に適したものではありません。三菱UFJモルガン・スタンレーは、その意見を表明するにあたって、全ての分析結果を全体として考察しており、考察した分析または要因のうち何れか特定のものに何ら重きを置いておりません。三菱UFJモルガン・スタンレーは、その分析の全てを全体として考察することなく特定の部分を取り上げる場合には、三菱UFJモルガン・スタンレーの分析および意見を形成する際の過程の捉え方が不完全なものになると考えます。加えて、三菱UFJモルガン・スタンレーは、各種の分析および要因につき他の分析および要因よりも重きを置き、あるいは置かない場合があります。また、各種の前提につき他の前提よりもより確実性が高いまたは低いとみなしている場合があります。そのため、本書で記載されている特定の分析に基づく評価レンジを、当社またはJXHDの実際の価値に関する三菱UFJモルガン・スタンレーによる評価であると捉えることはできません。三菱UFJモルガン・スタンレーは、分析を行うにあたって、業界状況、一般的なビジネスおよび経済の状況ならびにその他の事項に関して多数の前提を置いており、その多くは当社またはJXHDが制御できないものです。三菱UFJモルガン・スタンレーの分析に含まれる全ての予測は、必ずしも将来の結果や実際の価値を示すものではなく、かかる結果や価値は、当該予測によって示唆されるものに比して大幅に良くも悪くもなり得るものです。本書に含まれる要約は、三菱UFJモルガン・スタンレーによって行われた重要な分析を記載するものではありませんが、三菱UFJモルガン・スタンレーによる分析を完全に記載するものではありません。

株式交換比率は、当社とJXHDとの間で独立当事者間の交渉を経て決定されたものであり、当社の取締役会によって承認されています。三菱UFJモルガン・スタンレーによる分析およびフェアネス・オピニオンならびに当社の代表者へのそれらの提出は、当社の取締役会が本経営統合を承認するに際して考慮した

数多くの要因のうちの一つに過ぎません。したがって、本書に記載された分析が、株式交換比率に関する当社の取締役会の意見を決定するものであるとか、当社の取締役会が異なる株式交換比率につき、同意をするものであったか否かを決定するものであると捉えることはできません。三菱UFJモルガン・スタンレーは、当社の関与する取引に関して、いかなる取引主体に対しても、関心の表明を勧誘する権限を与えられておらず、またそのような勧誘を行っておりません。

三菱UFJモルガン・スタンレーは、本経営統合に関し当社の取締役会のファイナンシャル・アドバイザーとして役務を提供し、当該役務の対価として手数料を受領する予定です。なお、手数料の相当な部分の受領は、本経営統合の完了を条件としています。フェアネス・オピニオンの日付より遡って2年以内に、三菱UFJモルガン・スタンレーは、当社およびJXHDに対して、ファイナンシャル・アドバイザーとしてのおよびファイナンスについての役務を提供しており、これらの役務の対価として手数料を受領しております。また、三菱UFJモルガン・スタンレーは、将来において当社およびJXHDに対してこれらの役務を提供し、将来これらの役務の対価として手数料を受領する可能性があります。

三菱UFJモルガン・スタンレーは、銀行業務（当社およびJXHDに対する貸付業務を含む。）、証券業務、信託業務、インベストメント・マネジメント業務、その他の金融業務等を含むグローバルな金融サービス（かかるサービスを総称して以下「金融サービス」）の提供を行っています。証券業務には、投資銀行業務、ファイナンスおよびファイナンシャル・アドバイザー・サービスの提供のみならず、証券の引受け、売買、ブローカレッジ業務、外国為替、商品およびデリバティブ取引等が含まれます。通常の証券の引受け、売買、ブローカレッジ業務およびファイナンス業務の過程において、三菱UFJモルガン・スタンレーは当社、JXHDもしくは本経営統合に関連する企業の社債、株式もしくはローン、本取引に関連する通貨もしくは商品、または関連するデリバティブ商品につき買いまたは売りのポジションの保持、その他、当社、JXHDもしくは本経営統合に関連する企業に対して三菱UFJモルガン・スタンレーの金融サービスを提供することがあり、また、自身の勘定またはその顧客の勘定において売買その他の取引を行うことがあります。三菱UFJモルガン・スタンレーならびにその取締役および役員は、当社、JXHDもしくは本経営統合に関連する企業の社債、株式もしくはローン、本経営統合に関連する通貨もしくは商品、または関連するデリバティブ商品に対して自己資金による投資を行う場合またはこれらに対する自己資金による投資を行うファンドを運営する場合があります。また、三菱UFJモルガン・スタンレーは、当社、JXHDもしくは本経営統合に関連する企業に対して通常のブローカレッジ業務を行う場合があります。

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社の商号は、JXホールディングス株式会社（英文で表わす場合JX Holdings, Inc.）とする。

(目 的)

第2条 当会社は、次に掲げる事業を目的とする会社の株式を所有することにより、当該会社の経営管理およびこれに付帯する業務を行うことを目的とする。

- (1) 石油、天然ガスその他のエネルギー資源およびそれらの副産物の探鉱、開発、採取、精製、加工、貯蔵、売買および輸送
- (2) 石油化学製品その他の化学工業品の製造、加工および売買
- (3) 電気の供給
- (4) 燃料電池、太陽電池、蓄電装置、コージェネレーション・システムその他の分散型エネルギー・システムの開発、製造および売買
- (5) バイオ関連製品の開発、製造および売買
- (6) 自動車および自動車用品の売買ならびに自動車の整備および修理
- (7) 金属その他の鉱物資源およびそれらの副産物の探鉱、開発、採取、製錬、加工、貯蔵、売買および輸送
- (8) 金属加工ならびに電子材料およびその原料の製造および売買
- (9) 資源リサイクル事業、土壌環境浄化事業および廃棄物処理業
- (10) 不動産の売買、賃貸借、仲介および管理
- (11) 金融業、損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
- (12) コンピューターシステムおよびソフトウェアの開発、売買、賃貸および運用の受託ならびに情報サービスの提供
- (13) 総合工事および設備工事の請負

- (14) 運送業
- (15) 一般機械器具、電気機械器具および精密機械器具の製造および売買
- (16) 非破壊検査業、労働者派遣業、環境計量証明業、旅行業および旅行業者代理業
- (17) スポーツ施設の経営
- (18) 生活用品の売買
- (19) 前各号に付帯関連する一切の事業

2 当社は、前項各号に掲げる事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当社の本店は、これを東京都千代田区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 執行役員
- (3) 監査役
- (4) 監査役会
- (5) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、80億株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (3) 次条の規定により単元未満株式の売渡しを請求する権利

(単元未満株式を有する株主の売渡請求)

第10条 当社の株主は、第12条に規定する株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社は、株主名簿および新株予約権原簿（以下「株主名簿等」と総称する。）の作成および備置きその他の株主名簿等に関する事務を株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の決議によって定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3箇月以内に、臨時株主総会は、必要に応じ、これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社は、毎年3月31日を基準日と定めて、基準日において株主名簿に記録されている株主を定時株主総会において議決権を行使することができる株主と定める。

(株主総会参考書類等の電磁的方法による開示およびみなし提供)

第15条 当社は、法務省令で定めるところにより、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類（以下「株主総会参考書類等」と総称する。）に記載または表示すべき事項に係る情報を、電磁的方法により株主が提供を受けることができる状態に置く措置をとることにより、株主総会参考書類等を株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議 長)

第16条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

(決議の要件)

第17条 株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主のうち出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、会社法第309条第2項各号に掲げる株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、株主総会において議決権を行使することができる他の株主1名を代理人に選任して、その議決権を行使することができる。

(議 事 録)

第19条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成する。

第4章 取締役および取締役会ならびに執行役員

(取締役の員数および選任)

第20条 当社の取締役は、20名以内とし、株主総会の決議によってこれを選任する。

- 2 取締役を選任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任の決議については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 増員として選任された取締役または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役の報酬等)

第22条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によってこれを定める。

(社外取締役との責任限定契約の締結)

第23条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、社外取締役の会社法第423条第1項の責任について、法令に定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。

(取締役会の招集)

第24条 取締役会を招集するには、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(代表取締役および役付取締役)

第25条 当社の代表取締役は、取締役会の決議によってこれを選定する。

- 2 当社は、取締役会の決議によって、社長1名を選定し、また、会長および副会長各1名を選定することができる。

(取締役会規則)

第26条 取締役会に関しては、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の決議によって定める取締役会規則による。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(執行役員および役付執行役員)

第28条 当社の執行役員は、取締役会の決議によってこれを選任する。

- 2 当社は、取締役会の決議によって、社長執行役員1名を選定し、また、副社長執行役員、専務執行役員および常務執行役員若干名を選定することができる。

(執行役員規則)

第29条 執行役員の責務その他の事項に関しては、取締役会の決議によって定める執行役員規則による。

第5章 監査役および監査役会ならびに会計監査人

(監査役の員数および選任)

第30条 当会社の監査役は、8名以内とし、株主総会の決議によってこれを選任する。

- 2 監査役を選任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。

(社外監査役との責任限定契約の締結)

第33条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、社外監査役の会社法第423条第1項の責任について、法令に定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。

(監査役会の招集)

第34条 監査役会を招集するには、各監査役に対し、会日の3日前までに通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(常勤監査役)

第35条 監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会規則)

第36条 監査役会に関しては、法令または定款に定めるもののほか、監査役会の決議によって定める監査役会規則による。

(会計監査人の選任)

第37条 当会社の会計監査人は、株主総会の決議によってこれを選任する。

第6章 計 算

(事業年度)

第38条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当)

第39条 当会社は、毎年3月31日を基準日と定めて、基準日において株主名簿に記録されている株主または登録株式質権者に対し、株主総会の決議によって剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第40条 当会社は、毎年9月30日を基準日と定めて、基準日において株主名簿に記録されている株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって剰余金の配当をすることができる。

(除斥期間)

第41条 当会社は、剰余金の配当に係る金銭の支払開始の日から3年を経過したときは、その支払の義務を免れる。

JXホールディングス株式会社の定款変更案

現行定款および変更案は、次のとおりであります（現行定款中変更のない条文の記載は省略してあります。）。

（下線は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(商号) 第1条 当会社の商号は、<u>JX</u>ホールディングス株式会社（英文で表わす場合<u>JX Holdings, Inc.</u>）とする。</p>	<p>(商号) 第1条 当会社の商号は、<u>JXTG</u>ホールディングス株式会社（英文で表わす場合<u>JXTG Holdings, Inc.</u>）とする。</p>

第2号議案 当社とJXエネルギー株式会社との吸収合併契約承認の件

第1号議案においてご説明いたしましたとおり、当社とJXEは、2016年8月31日に、2017年4月1日を予定しております本株式交換の効力発生を条件として行う、JXEを存続会社、当社を消滅会社とする本吸収合併に関する本吸収合併契約を締結いたしました。

本議案は、本吸収合併契約につきましてご承認をお願いするものであり、本吸収合併を行う理由、本吸収合併契約の内容その他本議案に関する事項は次のとおりであります。

なお、本吸収合併の効力は、第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式交換の効力が発生することを条件として、2017年4月1日（予定）に生ずることといたします。

1. 本吸収合併を行う理由

本吸収合併を行う理由は、第1号議案の「1. 本株式交換を行う理由」においてご説明したとおりであります。

2. 本吸収合併契約の内容

本吸収合併契約の内容は、次に掲げる「吸収合併契約書（写）」に記載のとおりであります。

吸 収 合 併 契 約 書 (写)

JXエネルギー株式会社（以下「JXE」という。）と東燃ゼネラル石油株式会社（以下「東燃ゼネラル」という。）は、吸収合併につき、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

(吸収合併)

第1条 JXEおよび東燃ゼネラルは、本契約の定めに従い、JXEを吸収合併存続会社とし、東燃ゼネラルを吸収合併消滅会社として、合併（以下「本合併」という。）を行う。

2 本合併に係る吸収合併存続会社および吸収合併消滅会社の商号および住所は、それぞれ次の各号のとおりである。

(1) 吸収合併存続会社

商号：JXエネルギー株式会社

住所：東京都千代田区大手町一丁目1番2号

(2) 吸収合併消滅会社

商号：東燃ゼネラル石油株式会社

住所：東京都港区港南一丁目8番15号

(合併に際して交付する対価に関する事項)

第2条 本合併がその効力を生ずる直前において、JXホールディングス株式会社（以下「JXHD」という。）がJXEおよび東燃ゼネラルの発行済株式の全てを保有しているため、JXEは、本合併に際して、JXHDに対して、その株式に代わる金銭等の交付を行わない。

(吸収合併存続会社の資本金および準備金の額に関する事項)

第3条 本合併に際してJXEの資本金ならびに資本準備金および利益準備金は増加させない。

(効力発生日および停止条件)

第4条 本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2017年4月1日とし、本合併は、2016年8月31日にJXHDと東燃ゼネラルとの間で締結された「株式交換契約」（以下「株式交換契約」という。）に基づく株式交換の効力が生ずることを停止条件として、その効力を生ずるものとする。

- 2 前項の定めにかかわらず、本合併の手續の進行に応じ必要がある場合には、JXEおよび東燃ゼネラルが協議し合意のうえ、効力発生日を変更することができる。

(合併承認株主総会)

第5条 JXEは、会社法第796条第2項の規定により、本契約に関する同法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本合併を行う。

- 2 東燃ゼネラルは、効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本契約の承認および本合併に必要な事項に関する承認を求める。

(会社財産の管理等)

第6条 JXEおよび東燃ゼネラルは、本契約締結後、効力発生日に至るまでの間、善良な管理者の注意をもって自らの業務執行ならびに財産の管理および運営を行うこととし、その財産または権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、あらかじめ相手方と協議のうえ、これを実行する。

(本契約の変更および解除)

第7条 本契約締結後、効力発生日に至るまでの間に、JXEまたは東燃ゼネラルの財産状態または経営成績に重大な変動が発生しまたは判明した場合、本契約に従った本合併の実行に重大な支障となりうる事象が発生しまたは判明した場合その他本合併の目的の達成が困難となった場合には、JXEおよび東燃ゼネラルは、誠実に協議のうえ、本契約を変更しまたは解除することができる。

(本契約の効力)

第8条 次の各号の一に該当する場合、本契約は、その効力を失う。

- (1) 株式交換契約がその効力を失った場合
- (2) 第5条第2項に定める東燃ゼネラルの株主総会において、本契約の承認が得られない場合
- (3) 本合併につき、法令に定める関係官庁の承認等が得られない場合

(協議事項)

第9条 本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、JXEおよび東燃ゼネラルで協議し合意のうえ、これを定める。

(管轄)

第10条 JXEおよび東燃ゼネラルは、本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、JXEおよび東燃ゼネラルがそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

2016年8月31日

JXE 東京都千代田区大手町一丁目1番2号
J X エネルギー株式会社
代表取締役社長 杉 森 務 ㊟

東燃ゼネラル 東京都港区港南一丁目8番15号
東燃ゼネラル石油株式会社
代表取締役社長 武 藤 潤 ㊟

3. 合併対価の相当性に関する事項

本吸収合併は、本株式交換の効力が発生することを条件として、その効力を生ずることとしております。

本株式交換により、JXHDが当社およびJXEの発行済株式の全てを保有することとなるため、本吸収合併に際しては、株式、金銭等の対価の交付は行いません。

4. 新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

(1) JXEの最終事業年度に係る計算書類等の内容

JXEの最終事業年度（2015年4月1日から2016年3月31日まで）に係る計算書類等については、法令および当社の定款第15条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tonengeneral.co.jp/ir/stockinformation/g-mtg.html>）に掲載しております。

(2) 当社およびJXEの最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 当社

- ア. 当社は、2016年2月12日開催の取締役会において、会社法第178条に基づき、自己株式199,182,000株の消却を行うことを決議し、同月29日に実施いたしました。
- イ. 当社は、2016年8月31日付で、JXHDとの間で経営統合契約および本株式交換契約を、JXEとの間で本吸収合併契約をそれぞれ締結いたしました。本株式交換契約の内容につきましては、第1号議案の「2. 本株式交換契約の内容」を、本吸収合併契約の内容につきましては、本議案の「2. 本吸収合併契約の内容」をそれぞれご覧ください。
- ウ. 当社は、2016年11月11日付で、連結子会社であるEMGマーケティング合同会社との間で吸収合併契約を締結いたしました。当該吸収合併契約の内容につきましては、第3号議案の「2. EMGM吸収合併契約の内容」をご覧ください。

② JXE

- ア. JXEは、2016年8月31日付で、当社との間で本吸収合併契約を締結いたしました。本吸収合併契約の内容につきましては、本議案の「2. 本吸収合併契約の内容」をご覧ください。
- イ. JXEは、2016年11月8日開催の取締役会において、2017年3月1日付で、資本金の額を1,394億円から300億円に、資本準備金の額を2,657億円から75億円にそれぞれ減少することを決議いたしました。
- ウ. JXEは、2017年4月1日に本吸収合併契約に基づき当社から承継を受ける権利義務の一部（上場株式、貸付金、社債、借入金等）などを同日付でJXHDに承継するために、2016年11月8日付で、JXHDを承継会社とし、JXEを分割会社とする吸収分割契約を締結いたしました。

第3号議案 当社とEMGマーケティング合同会社との吸収合併契約承認の件

当社は、当社の連結子会社であるEMGマーケティング合同会社（以下「EMGM」といいます。）との間で、2016年11月11日に、当社を存続会社、EMGMを消滅会社とする吸収合併（以下「EMGM吸収合併」といいます。）に関する吸収合併契約（以下「EMGM吸収合併契約」といいます。）を締結いたしました。

本議案は、EMGM吸収合併契約につきましてご承認をお願いするものであり、EMGM吸収合併を行う理由、EMGM吸収合併契約の内容その他本議案に関する事項は次のとおりであります。

なお、EMGM吸収合併の効力は、2017年1月1日（予定）に生ずることといたします。

1. EMGM吸収合併を行う理由

第1号議案の「1. 本株式交換を行う理由」においてご説明いたしましたとおり、当社は、石油・石油化学製品の日本を含むアジア市場全体における国際競争が激しさを増すことが予想される中、経営資源を結集し、さらには徹底した事業変革を成し遂げるにより企業価値を最大化させるため、JXHDとの間で経営統合を行うことに合意しました。経営統合後は、持株会社のもとに強靱な企業集団を構築し、もって、国際的な競争力を有するアジア有数の総合エネルギー・資源・素材企業グループとして発展し、持続可能で活力ある経済・社会の発展に貢献することを目指します。

それに先立ち、当社は、2017年1月1日付で、当社グループの主要な子会社であるEMGMを吸収合併します。当社グループの組織と業務の簡素化を先行して進めることにより、その後に予定されるJXHDとの経営統合による統合効果をより確実に、早く得られるものと考えております。

2. EMGM吸収合併契約の内容

EMGM吸収合併契約の内容は、次に掲げる「吸収合併契約書（写）」に記載のとおりであります。

吸収合併契約書（写）

東燃ゼネラル石油株式会社（以下「東燃ゼネラル」という。）とEMGマーケティング合同会社（以下「EMGM」という。）は、吸収合併につき、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収合併）

1. 東燃ゼネラルおよびEMGMは、本契約の定めに従い、東燃ゼネラルを吸収合併存続会社とし、EMGMを吸収合併消滅会社として、合併（以下「本合併」という。）を行う。
2. 本合併に係る吸収合併存続会社および吸収合併消滅会社の商号および住所は、それぞれ次の各号のとおりである。
 - (1) 吸収合併存続会社
商号：東燃ゼネラル石油株式会社
住所：東京都港区港南一丁目8番15号
 - (2) 吸収合併消滅会社
商号：EMGマーケティング合同会社
住所：東京都港区港南一丁目8番15号

第2条（合併に際して交付する株式およびその割当てに関する事項）

東燃ゼネラルは、本合併に際して、本合併が効力を生ずる時点の直前時においてEMGMの定款に記載されたEMGMの社員（ただし、東燃ゼネラルを除く。）に対し、その所有するEMGM持分の全て（1%）に代えて、東燃ゼネラルの普通株式969,696株を交付する。

第3条（吸収合併存続会社の資本金および準備金に関する事項）

本合併に際して東燃ゼネラルの資本金ならびに資本準備金および利益準備金は増加させない。

第4条（効力発生日）

1. 本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2017年1月1日とする。
2. 前項の定めにかかわらず、本合併の手の続の進行に応じ必要がある場合には、東燃ゼネラルおよびEMGMが協議し合意のうえ、効力発生日を変更することができる。

第5条（合併承認株主総会）

1. 東燃ゼネラルは、効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本契約の承認および本合併に必要な事項に関する承認を求める。
2. EMGMは、効力発生日の前日までに、本契約および本合併に必要な事項に関して業務執行社員の同意を得る。

第6条（会社財産の管理等）

東燃ゼネラルおよびEMGMは、本契約締結後、効力発生日に至るまでの間、善良な管理者の注意をもって自らの業務執行ならびに財産の管理および運営を行うこととし、その財産または権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、あらかじめ相手方と協議のうえ、これを実行する。

第7条（本契約の変更および解除）

本契約締結後、効力発生日に至るまでの間に、東燃ゼネラルまたはEMGMの財産状態または経営成績に重大な変動が発生したまたは判明した場合、本契約に従った本合併の実行に重大な支障となりうる事象が発生したまたは判明した場合その他本合併の目的の達成が困難となった場合には、東燃ゼネラルおよびEMGMは、誠実に協議のうえ、本契約を変更したまたは解除することができる。

第8条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに東燃ゼネラルの株主総会の決議による承認、EMGMの業務執行社員の同意その他法令上必要な手続（もしあれば）が履践されなかった場合には、その効力を失う。

第9条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、東燃ゼネラルおよびEMGMで協議し合意のうえ、これを定める。

第10条（管轄）

東燃ゼネラルおよびEMGMは、本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、東燃ゼネラルおよびEMGMがそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

2016年11月11日

東京都港区港南一丁目8番15号

東燃ゼネラル： 東燃ゼネラル石油株式会社

代表取締役社長 武 藤 潤 ㊟

東京都港区港南一丁目8番15号

EMGM： EMGマーケティング合同会社

社長 廣 瀬 隆 史 ㊟

3. 合併対価の相当性に関する事項

(1) 合併対価の総数および割当ての相当性に関する事項

① EMGM吸収合併に係る割当ての内容

当社は、EMGM吸収合併の効力発生日の前日の最終の時にEMGMの1%の持分を所有するモバイル・オイル・エクスプロレーション・アンド・プロデュース・サウスイースト・インクに対して当社の普通株式969,696株を割当て交付する予定です。なお、株式の交付には当社が保有する自己株式（2016年9月30日現在1,771,441株）を充当し、新株式の発行は行わない予定です。

EMGM吸収合併に伴って交付する株式数は、EMGMの持分1%の価値を、当社の2016年11月10日から遡る3ヶ月間の株価終値平均の979.6885円（小数点以下第五位を四捨五入）で除することにより算出しました。

② EMGM吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

ア. 割当ての内容の根拠および理由

当社は、第三者算定機関による算定結果、両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通しなどの要因を総合的に勘案し、EMGM吸収合併に際して割り当てるべき当社の普通株式数の検討を行いました。そして、EMGMとの間で、EMGM吸収合併に際して割り当てるべき当社の普通株式数について慎重に協議を重ねた結果、最終的に上記「① EMGM吸収合併に係る割当ての内容」に記載の株式数が妥当であるとの判断に至り、合意・決定いたしました。

イ. 算定に関する事項

(ア) 算定機関の名称ならびに当社および相手会社との関係

EMGM吸収合併に際して割り当てるべき当社の普通株式数の算定にあたっては、その公正性を確保するため、当社はデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社（以下「デロイト トーマツ」）を第三者算定機関として起用いたしました。なお、デロイト トーマツは、当社およびEMGMから独立した第三者算定機関であり、関連当事者には該当せず、EMGM吸収合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(イ) 算定の概要

デロイト トーマツは、当社の普通株式1株当たりの価値算定にあたっては、当社の普通株式が東京証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を用いて算定を行いました。2016年11月10日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における算定基準日の終値、算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間および6ヶ月間の各期間における終値単純平均値に基づき算定を行っております。

非上場会社である子会社EMGMの持分1%の価値算定にあたっては、比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による価値分析が可能であることから、類似会社比較法を用いて算定を行いました。加えて、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」）を用いて算定を行いました。

なお、デロイト トーマツがDCF法の前提としたEMGMの将来の利益計画については、製品価格下落に伴う在庫評価損発生により2014年12月期に71億円の営業損失、製品マージン改善により2015年12月期に110億円の営業利益を計上し損益が大幅に変動したことを勘案し、両年の平均に比べて2016年12月期は営業利益が213%上昇することを見込んでいます。また、前年実績と比較すると、2016年12月期の営業利益が45%下落することを見込んでいます。2017年12月期以降の事業計画においては、対前年比較において大幅な増減益を見込んでいない事業年度はありません。

各算定手法における、EMGMの1%持分に対して割り当てるべき当社の普通株式の数についての算定結果は以下のとおりです。

採用手法		割り当てるべき当社の普通株式の数
市場株価法（当社）	類似会社比較法（EMGM）	837,349株 ～ 996,200株
市場株価法（当社）	DCF法（EMGM）	863,312株 ～ 1,225,932株

デロイト トーマツは、EMGMの1%持分に対して割り当てるべき当社の普通株式の数の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報などを原則として使用し、それらの資料、情報などが、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、当社およびEMGMの資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産および負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておりません。当社およびEMGMの各々の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、当社およびEMGMの各々の経営陣により現時点で予測可能な最善の予想および判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

(2) 当社の資本金および準備金の額に関する事項

EMGM吸収合併により、当社の資本金および準備金の額は増加しません。この取扱いは、当社の資本政策その他の諸事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定したものであり、相当であると考えております。

4. 新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

(1) EMGMの最終事業年度に係る計算書類等の内容

EMGMの最終事業年度（2015年1月1日から2015年12月31日まで）に係る計算書類等については、法令および当社の定款第15条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tonengeneral.co.jp/ir/stockinformation/g-mtg.html>）に掲載しております。

(2) 当社およびEMGMの最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 当社

- ア. 当社は、2016年2月12日開催の取締役会において、会社法第178条に基づき、自己株式199,182,000株の消却を行うことを決議し、同月29日に実施いたしました。
- イ. 当社は、2016年8月31日付で、JXHDとの間で経営統合契約および本株式交換契約を、JXEとの間で本吸収合併契約をそれぞれ締結いたしました。本株式交換契約の内容につきましては、第1号議案の「2. 本株式交換契約の内容」を、本吸収合併契約の内容につきましては、第2号議案の「2. 本吸収合併契約の内容」をそれぞれご覧ください。
- ウ. 当社は、2016年11月11日付で、連結子会社であるEMGMとの間でEMGM吸収合併契約を締結いたしました。EMGM吸収合併契約の内容につきましては、本議案の「2. EMGM吸収合併契約の内容」をご覧ください。

② EMGM

EMGMは、2016年11月11日付で、当社との間でEMGM吸収合併契約を締結いたしました。EMGM吸収合併契約の内容につきましては、本議案の「2. EMGM吸収合併契約の内容」をご覧ください。

6. 本議案に関するその他の事項

EMGM吸収合併に伴い、当社において合併差損が生ずることが見込まれるため、会社法第796条第2項ただし書および第795条第2項第1号の規定によりEMGM吸収合併に係る吸収合併契約のご承認をお願いするものであります。

以 上

インターネット等による議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使をされる場合は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社指定の議決権行使サイト (<http://www.evotep.jp/>) に議決権行使書用紙に表示された「ログインID」および「仮パスワード」によりアクセスしてください。ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。
また、ご不明な点等がございましたら下記ヘルプデスクへお問い合わせください。
なお、アクセスに際して発生する費用は株主さまのご負担となりますので、ご了承ください。
2. 議決権は平成28年12月20日（火曜日）午後5時までにご行使ください。
3. インターネットの利用環境によっては、パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使ができない場合もございますので、ご了承ください。
4. 携帯電話による議決権行使は、携帯電話の機種によっては議決権行使ができない場合もございますので、ご了承ください。
5. 不正アクセス（‘なりすまし’）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、議決権行使サイト上で「仮パスワード」から新しいパスワードへの変更をお願いしております。
6. 郵送による方法とインターネットによる方法で重複して議決権を行使された場合はインターネットによる行使を、インターネットにより複数回の行使をされた場合は最終の行使を、それぞれ有効といたします。
7. 株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主さまは、当該プラットフォームより議決権を行使することができます。

以 上

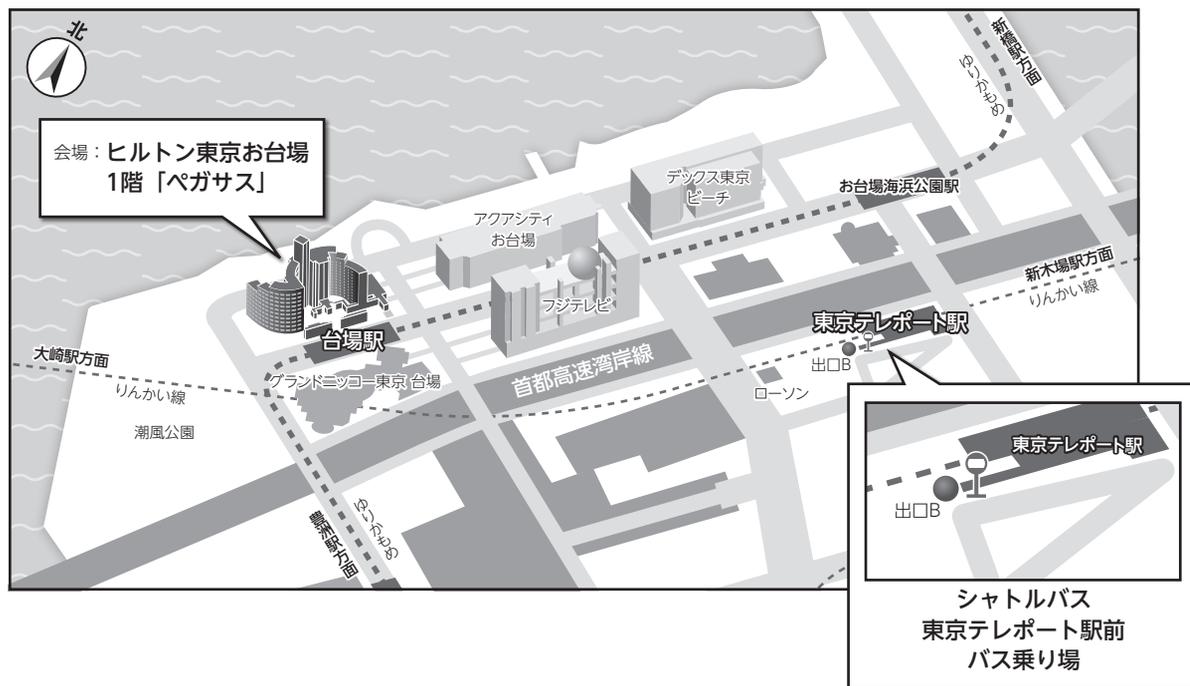
インターネットによる議決権行使システム等に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時 通話料無料）

株主総会会場ご案内図

ヒルトン東京お台場 (旧ホテル日航東京) 1階「ペガサス」
東京都港区台場一丁目9番1号 電話 (03) 5500-5500



株主総会会場 への最寄駅

- ・新交通ゆりかもめ「台場」駅下車 すぐ
- ・りんかい線「東京テレポート」駅下車 出口B徒歩約15分
出口Bよりシャトルバスの運行 (9時15分から9時45分まで) もございます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。